

○他団体等からの推薦に基づいて大臣が委員等を任命する例

番号	会議体等	根拠法	推薦人数	候補者ネガチック	実質的選考	差し戻し・拒否有無	差し戻し・拒否有無(逐条解説)	
1	年金積立金管理運用独立行政法人 (委員長及び委員)	<p>○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号） (抄) (役員)</p> <p>第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長並びに委員長及び委員八人以内を置く。</p> <p>2・3 (略) (役員の任命)</p> <p>第七条の二 理事長は、通則法第二十条第一項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の管理運用法人の業務に関する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>2 委員長及び委員は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、前項に規定する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>厚生労働大臣は、第二項の規定により 委員長及び委員を任命するに当たっては、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の利益を代表する者並びに事業主の利益を代表する者各一名を、関係団体の推薦に基づき任命するものとする。</u></p> <p>5～9 (略) (役員の欠格条項の特例)</p> <p>第九条 管理運用法人の役員（委員長及び委員に限る。）の欠格に関する通則法第二十二条の規定の適用については、同条中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」とする。</p> <p>2 通則法第二十二条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行なう者（以下「金融事業者」という。）であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは</p>		任命に必要な人数のみ推薦されている。	欠格条項等への該当有無について厚生労働省で実施している。	関係団体（連合、経団連） ※法律上はこの2団体に限定していないが、運用としてこの2団体から推薦を受けている。	なし	逐条解説がないため、回答不可。

		<p>その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>二 金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</p> <p>○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄） (役員の欠格条項)</p> <p>第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。</p>					
2	日本銀行（理事及び参与）	<p>○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄） (設置)</p> <p>第十四条 日本銀行に、政策委員会（以下この章及び次章において「委員会」という。）を置く。 (役員)</p> <p>第二十一条 日本銀行に、役員として、審議委員六人のほか、総裁一人、副総裁二人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。 (役員の任命)</p> <p>第二十三条 1～3 (略)</p> <p>4 理事及び参与は、委員会の推薦に基づいて、財務大臣が任命する。</p> <p>5～6 (略) (役員の身分保障)</p> <p>第二十五条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第二十三条第六項後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 破産手続開始の決定を受けたとき。 二 この法律の規定により処罰されたとき。 三 禁錮（二）以上の刑に処せられたとき。 四 心身の故障のため職務を執行することができないと委員会（監事にあっては、委員会及び内閣）により認められたとき。 <p>2 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。</p> <p>3 前項の規定によるほか、理事については、財務大臣は、委員会か</p>	任命に必要な人數のみ推薦されている。	日本銀行の政策委員会から推薦された者について、必要に応じて財務省で実施している。	政策委員会	過去5年間ではなし。	逐条解説がないため、回答不可。

		らその解任の求めがあったときは、当該求めがあった理事を解任することができる。													
3	技術士試験委員	<p>○技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（抄）</p> <p>第二十九条 文部科学大臣が自ら試験事務の全部又は一部を行う場合には、技術士試験委員（次項から第五項までにおいて「試験委員」という。）に、技術士試験の問題の作成及び採点を行わせる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 試験委員は、技術士試験の執行ごとに、技術士試験の執行について必要な学識経験のある者のうちから、<u>科学技術・学術審議会の推薦に基づき、文部科学大臣が任命する。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	任命に必要な人数のみ推薦されている。	特段実施していない。	科学技術・学術審議会でとりまとめ	ここ数年はなし。 (※局長専決事項)	逐条解説がないため、回答不可。								
4	土地鑑定委員会 (試験委員)	<p>○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号） (抄) (試験委員)</p> <p>第四十七条 不動産鑑定士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、土地鑑定委員会に試験委員を置く。</p> <p>2 試験委員は、試験の施行ごとに、<u>土地鑑定委員会の推薦に基づき、国土交通大臣が任命する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項に定めるものほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>法律</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土地鑑定委員会</td> <td>地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	法律	(略)	(略)	土地鑑定委員会	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）	(略)	(略)	任命に必要な人数のみ推薦されている。	土地鑑定委員会で決定前に国土交通省で実施している。	土地鑑定委員会	なし。 (※官房長専決事項)	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。
名称	法律														
(略)	(略)														
土地鑑定委員会	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）														
(略)	(略)														
5	日本ユネスコ国内委員会（委員）	<p>○ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）（抄） (設置)</p> <p>第五条 ユネスコ憲章第七条の規定の趣旨に従い、我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関として、文部科学省に、日本ユネスコ国内委員会（以下「国内委員会」という。）を置く。 (委員の任命)</p> <p>第九条 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数</p>	任命に必要な人数のみ推薦されている。	推薦前に文部科学省で実施している。推薦後にも実施することもある。	選考小委員会での面接を経て、国内委員会で承認。	人事案件のため、回答不可。	逐条解説がないため、回答不可。								

	<p>以内を文部科学大臣が任命する。この場合において、文部科学大臣は、第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者については、第十三条の選考小委員会の選考を経て国内委員会から推薦されたものにつき、内閣の承認を経て、任命するものとする。</p> <p>二 教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者 土八人</p> <p>二 教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する者 土二人</p> <p>三 地域的なユネスコ活動の領域を代表する者 十二人</p> <p>四 学識経験者 七人</p> <p>五 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 四人</p> <p>六 参議院議員のうちから参議院の指名した者 三人</p> <p>七 政府の職員 四人</p> <p>2. (略)</p> <p>(委員の解任)</p> <p>第十一条 文部科学大臣は、委員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを解任することができる。</p> <p>一 破産の宣告を受けた場合</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>三 心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると文部科学大臣が認めた場合</p> <p>2 前項第三号の場合における解任については、文部科学大臣は、あらかじめ内閣の承認を経なければならない。</p> <p>(小委員会)</p> <p>第十三条 国内委員会に、委員で組織する小委員会として運営小委員会、選考小委員会及び専門小委員会を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 選考小委員会は、国内委員会が文部科学大臣に対して委員の候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する。</p> <p>4~6 (略)</p>				
6	<p>○司法試験法（昭和二十四年法律第二百四十号）（抄） (司法試験委員会の設置及び所掌事務)</p> <p>第十二条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2・3 (略) (司法試験考查委員等)</p>	<p>任命に必要な人数のみ推薦されている。</p>	<p>司法試験委員会での決定前に実施している。</p>	<p>司法試験委員会及び選定部会 (※選定)</p>	<p>ここ数年はなし</p>

		<p>第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考查委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考查委員（以下この条及び次条において「予備試験考查委員」という。）を置く。</p> <p>2 司法試験考查委員及び予備試験考查委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者の中から、法務大臣が試験ごとに任命する。</p> <p>3 (略)</p>			部会は司法試験委員会の下部組織		
7	中央労働委員会 (使用者委員及び労働者委員)	<p>○労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）（抄） (中央労働委員会)</p> <p>第十九条の二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働大臣の所轄の下に、中央労働委員会を置く。</p> <p>2・3 (略) (中央労働委員会の委員の任命等)</p> <p>第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、次条第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「行政執行法人職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 中央労働委員会の委員（次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができます。 (委員の欠格条項)</p> <p>第十九条の四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができ</p>	任命に必要な人数以上が推薦されている。	厚生労働省で実施している。	内閣総理大臣	なし	逐条解説によれば、使用者委員及び労働者委員について、推薦された候補者のうちだれを委員に任命するかは、内閣総理大臣の広範な裁量に委ねられたものというべきであり、その任命の当否について内閣総理大臣の政治的責任が問われることがあっても、裁量権の濫用ないし逸脱があるとして民事法上の違法の問題が生じる余地はないものと解されてい

		ない。 一 国会又は地方公共団体の議会の議員 二 行政執行法人の役員、行政執行法人職員又は行政執行法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員					
8	日本工業標準調査会（委員）	○工業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）（抄） 第三条 経済産業省に日本工業標準調査会（以下「調査会」という。）を置く。 2 (略) 第四条 調査会は、委員三十人以内で組織する。 2 委員は、学識経験のある者のうちから、 <u>関係各大臣の推薦により</u> 、 <u>経済産業大臣が任命する。</u> 3 (略)	任命に必要な人数のみ推薦されている。	推薦の前に実施している。	推薦する大臣の省庁	なし	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。
9	公認会計士・監査審査会（試験委員）	○公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄） (設置) 第三十五条 金融庁に、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 (略) (試験委員) 第三十八条 審査会に、公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員を置く。 2 試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、 <u>審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命し</u> 、その試験が終わったときは退任する。 3 (略)	任命に必要な人数のみ推薦されている。	初任命となる委員については、審査会決定前に実施している。	公認会計士・監査審査会	なし	逐条解説がないため、回答不可。